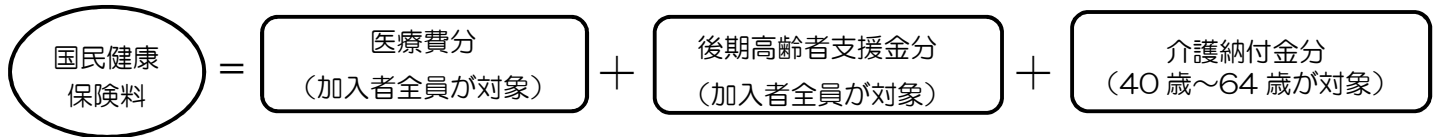


令和3年度阪南市国民健康保険の保険料を改定します

国民健康保険（国保）は、同じ地域に住む人たちが相互扶助の精神に基づいて、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、保険料を出し合いお互いに助け合う制度です。その保険料は、国保加入者がお互いの医療について支え合う「医療費分」と、後期高齢者医療を支える「後期高齢者支援金分」、介護保険を支える「介護納付金分」の3つで構成されています。



【保険料の算出について】

平成30年4月からは、大阪府と市町村が共同保険者となって財政運営を行っています。

それに伴い、大阪府が示す市町村標準保険料率を採用したことにより、被保険者間の負担の公平性が確保されることになりました。

◆令和3年度の保険料率◆

区 分		令和2年度	令和3年度（改定後）	増減
医療費分	①所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 9.05%	料率 8.62%	▲0.43%
	②均等割 加入者1人あたりの金額	32,015円	30,640円	▲1,375円
	③平等割 1世帯あたりの金額	33,785円	31,870円	▲1,915円
	保険料	①+②+③		
	最高限度額（法定限度額に変更）	610,000円	630,000円	+20,000円
後期高齢者支援金分	④所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 2.69%	料率 2.73%	+0.04%
	⑤均等割 加入者1人あたりの金額	9,358円	9,478円	+120円
	⑥平等割 1世帯あたりの金額	9,875円	9,858円	▲17円
	保険料	④+⑤+⑥		
	最高限度額（変更していません）	190,000円	190,000円	変更なし
介護納付金分	⑦所得割 前年中の基準総所得金額×料率	料率 2.66%	料率 2.47%	▲0.19%
	⑧均等割 加入者1人あたりの金額	19,729円	18,213円	▲1,516円
	⑨平等割 1世帯あたりの金額	0円	0円	変更なし
	保険料	⑦+⑧+⑨		
	最高限度額（法定限度額に変更）	160,000円	170,000円	+10,000円

（注）基準総所得金額とは、世帯内の国保加入者ごとの総所得金額から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円）を引いた合算金額のことで。

○低所得者に対する保険料軽減（政令軽減）が見直されます

国民健康保険料の軽減は、所得に応じて均等割・平等割を7割・5割・2割軽減することになっていますが、軽減判定所得の基準額が見直されます。

【2割軽減】（現 行） 基準額 33万円+52万円×被保険者数
（改正後） 基準額 43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+52万円×被保険者数

【5割軽減】（現 行） 基準額 33万円+28.5万円×被保険者数
（改正後） 基準額 43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+28.5万円×被保険者数

【7割軽減】（現 行） 基準額 33万円
（改正後） 基準額 43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円

（注）給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等に係る所得を有する者のこと。

（お問い合わせ先）阪南市役所 保険年金課 国民健康保険担当（内線2294・2267）